



# 鳥取県公報

令和2年3月17日(火)  
第9184号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出(99) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	農地を利用する権利の設定の裁定(100) (経営支援課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定(101) (農地・水保全課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任(102) (東部農林事務所) . . . . . 3
	公共測量の終了(103) (県土総務課) . . . . . 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(104) (治山砂防課) . . . . . 3
	土砂災害警戒区域の指定の変更(2件) (105・106) (〃) . . . . . 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更(107) (〃) . . . . . 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件) (108・109) (〃) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定(110) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	土地改良区の役員の就退任(111) (中部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定(2件) (文化政策課) . . . . . 7
	一般競争入札の中止(〃) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人清和会	倉吉市上井302-1	訪問看護ステーションせい わ	倉吉市上井303-2	令和元年10月 12日

## 鳥取県告示第100号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市水浜字地アミ352	田	2,978
米子市水浜字砂田397		3,016
米子市水浜字ク子田416		1,919

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）
米子市水浜字地アミ352	田	令和2年4 月1日	5年	5,956円
米子市水浜字砂田397				6,032円
米子市水浜字ク子田416				3,838円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構  
理事長 伊藤 友昭  
鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支部に補償金を供託すること。

6 その他

農地の所有者等は鳥取地方法務局米子支部において、供託された補償金の還付を請求することができる。

## 鳥取県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 森藤地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年3月17日から同年4月6日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

---

**鳥取県告示第102号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

監 事 原 卓 也 鳥取市朝月75-1

令和元年6月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 半 田 卓 実 鳥取市朝月60

令和2年2月21日就任 任期 令和3年3月31日まで

---

**鳥取県告示第103号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域 倉吉市地内

3 終了年月日 令和2年2月27日

---

**鳥取県告示第104号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

大江C地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町大江字筏場452-2地先河川敷	1号
八頭郡八頭町大江字山根土居上エ1263	2号
八頭郡八頭町大江字山根土居上エ1276	3号から5号まで
八頭郡八頭町大江字枅谷土居810-1	6号及び7号
八頭郡八頭町大江字田中土居458地先道路敷	8号

### 鳥取県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
中慎原（I-1-3-28-12）、大谷川（I-1-3-28-37）、福成四（I-1-3-28-60）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
伯耆町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
ア 名称の変更に係るもの  
変更前 白ヶ土谷川（I-1-3-39-202） 変更後 白ヶ塔川（I-1-3-39-202）  
イ 区域の変更に係るもの  
長龍寺谷川（I-1-3-39-21）、白ヶ塔川（I-1-3-39-202）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

船越地区 (I-1041)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

名称の変更に係るもの

変更前 白ヶ土谷川 (I-1-3-39-202) 変更後 白ヶ塔川 (I-1-3-39-202)

2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

船越地区 (I-1041)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4

条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

南部町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

中慎原（I-1-3-28-12）、大谷川（I-1-3-28-37）、福成四（I-1-3-28-60）

**鳥取県告示第109号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
伯耆町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

長龍寺谷川（I-1-3-39-21）、白ヶ塔川（I-1-3-39-202）

**鳥取県告示第110号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月17日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社リベルテ	ヘルパーステーションことうら	東伯郡琴浦町大字光好355-1	令和2年4月1日	訪問介護

**鳥取県告示第111号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月17日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 酒 井 富士夫 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
- 〃 福 井 章 人 倉吉市清谷505
- 〃 高 濱 泰 博 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬975
- 〃 石 見 秀 信 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1127-2
- 〃 石 原 弘 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
- 〃 戸 崎 博 行 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1292
- 〃 高 田 彰 憲 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2306-2
- 〃 前 田 豊 東伯郡湯梨浜町大字水下161-2

〃	奥野宏次	東伯郡湯梨浜町大字田後846-1
〃	船崎裕之	東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
〃	西原和男	東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
〃	音田英章	東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
〃	中本紀昭	東伯郡湯梨浜町大字南谷450-1
〃	会見吉秀	東伯郡湯梨浜町大字橋津520-1
〃	音田嘉則	東伯郡湯梨浜町大字長江947
〃	岡本誠	東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
監事	安達幸範	東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5
〃	村岡文雄	東伯郡湯梨浜町大字上浅津328
〃	大場範明	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1158-2

令和2年3月7日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事	井坂正昭	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬974
〃	鳥羽哲久	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1097
〃	谷口壽一	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1191-4
〃	石原弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
〃	岩室邦彦	東伯郡湯梨浜町大字久留104-4
〃	高田彰憲	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2306-2
〃	澤田浩	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1636-5
〃	奥野宏次	東伯郡湯梨浜町大字田後846-1
〃	船崎裕之	東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
〃	西原和男	東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
〃	音田英章	東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
〃	中本紀昭	東伯郡湯梨浜町大字南谷450-1
〃	赤本哲夫	東伯郡湯梨浜町大字橋津39
〃	音田嘉則	東伯郡湯梨浜町大字長江947
〃	岡本誠	東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
〃	岡野直幸	倉吉市清谷417
監事	中本賢二	東伯郡湯梨浜町大字久留166-1
〃	西山賢一	東伯郡湯梨浜町大字上浅津492
〃	朝倉則夫	東伯郡湯梨浜町大字田後773-1

令和2年3月8日就任 任期4年

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |   |             |                       |
|---|-------------|-----------------------|
| 1 | 調達件名及び数量    | とりぎん文化会館舞台音響設備改修業務 一式 |
| 2 | 契約方式        | 一般競争入札                |
| 3 | 落札日         | 令和2年1月29日             |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所  |

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目7-18

- 5 落札金額 211,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 入札公告日 令和元年12月17日  
7 落札方式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県地域づくり推進部文化政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 とりぎん文化会館舞台機構設備改修業務 一式  
2 契約方式 一般競争入札  
3 落札日 令和2年1月29日  
4 落札者の名称及び所在地 三精テクノロジーズ株式会社  
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3-29  
5 落札金額 125,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 入札公告日 令和元年12月17日  
7 落札方式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県地域づくり推進部文化政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

令和2年2月18日付鳥取県公報第9177号で公告した一般競争入札を中止するので公告する。

令和2年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札を中止する調達案件  
とりぎん文化会館梨花ホール客席等更新業務 一式  
2 入札を中止する理由  
入札参加資格を変更するため。